

徳島県告示第326号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年徳島県条例第72号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和8年6月17日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 薬物の名称等

- (1) 化学名 2- { 2- [(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル } -N, N-ジエチルエタン-1-アミン（通称 M e t h y l e n e d i o x y n i t a z e n e）及びその塩類
- (2) 化学名 2- { [4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル } -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール（通称 F l u e t o n i t a z e p y n e、N-pyrrolidino-fluetonitazene）及びその塩類
- (3) 化学名 N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン（通称 5-MeO-NiPT）及びその塩類

2 指定の理由

1に掲げる物は、条例第2条第6号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力発生の日

令和8年6月18日